

# 世界の証券市場統合化と IFRS

## —新たな国際会計言語の登場—

松井 泰 則  
立教大学

### 要 旨

21 世紀に入り国際財務会計領域では IFRS の登場により一気に会計基準の国際的統一化が現実化しつつあるように見える。しかし、この現象は単に会計基準という規制（ソフト）面のみの変化としてとらえるよりも、その背景にあるマクロ的側面としての政治や経済、さらには（ハード面といってもよい）証券取引所というまさに舞台装置そのものの変貌という時代的・必然的な関連性にも着目する必要がある。

本稿では、まず前半において世界の証券市場の統合化の動きについて、(1) 世界市場再編の背景、(2) NYSE ユーロネクスト誕生など証券取引所の世界的再編、(3) わが国証券取引所の現状という観点から最近に至る証券取引所の変貌の様子をとらえていく。

そうした世界的な証券取引所の再編の動きをとらえたあとで、後半においては IFRS の今日的意義を再確認している。そこでは IFRS を単に新たに登場したひとつの国際会計基準としてではなく、今後の新たな国際ビジネス言語のひとつとしてとらえることが必要であることを指摘している。

本稿では、なぜ今日において IFRS が誕生したかについて、その背景となる表舞台すなわち証券取引所の最近における変貌の現実に着目しつつ、IFRS 誕生の背景を探るとともに、この IFRS が今後、国際ビジネス領域において英語ならびに複式簿記と一体となつてひとつの国際ビジネス言語として今後浸透していくであろう点を強調している。

## I. はじめに

財務報告の世界は、その表舞台（ハード面）である証券市場（取引所）の発達と表裏一体の関係にある。財務報告に関しては、今後ますます国際的統一化が強まるであろう。具体的には IFRS の充実化はもとより、例えば取引所が規制する上場規程をはじめとする各種の財務報告に関連するルール（ソフト面）の共通化にも及ぶであろう。他方、これらソフト面ともいえる基準の統一化と対をなす、いわばハード面としての取引所の統合実態についてみれば、2007年4月に欧州大陸とアメリカ大陸とを結ぶ国際規模の取引所として発足した NYSE ユーロネクストは、世界市場の再編という点で象徴的出来事であった。同取引所は、ロンドンの先物取引所を傘下におさめ、株式取引、株価指数や各種債券のデリバティブ、その他多くのコモディティ・デリバティブをも取り扱っている。さらに2011年5月には NYSE ユーロネクストとドイツ取引所との合併に関する大きなニュースも飛び込んできた。ちなみに両者は08年にも合併を検討した経緯がある。このあたりは米国市場の存在感の低下に対する危機感が伝わってくる<sup>1</sup>ところでもある。他方、今日急速に普及している電子証券取引ネットワークに至っては、ASEAN 証券取引所構想を引き合いに出すまでもなく、「株式の現物取引はもうからないビジネス」といわれるほど、もはやこれまでのような取引所それ自体が必要なく

なってきたとさえいわれる現実もある。こうした動きは、金融資本市場の国際的再編というよりも、むしろボーダレスな電子取引所の世界（電子市場）の誕生として捉えたほうが適切かもしれない。こうした世界市場の動向を再確認した上で、今日、新たに誕生した国際会計言語について考察することにした。

## II. 世界の証券市場の統合化

### 1. 世界市場再編の背景

IT の飛躍的な発達を背景に、金融経済のグローバル化が急速に進展する中で、すべての金融関係者に対しては、複雑で詳細な財務データに関する高度な分析性と迅速性が求められるようになった。この流れを受けて世界の投資家は、各国間にまたがる国際企業の財務報告に対して比較可能性を強く要求するとともに、よりハイクオリティ（高品質）な会計基準を要求したのである。

ここでまず、今日の世界市場の再編に関連する大きな背景的視点<sup>2</sup>からみて、次の3つのポイントを指摘したい。

第一は、今日の IT の飛躍的な発展である。実はこの技術革新こそが、世界の金融市場の再編ならびに統合を加速化させた決定的な要因と考えてよい。すなわち、ネットワーク上の新たな取引所の誕生が従来の箱物として存在していた取引所を脅かすまでに至っているのである。ECN（電子証券取引ネットワーク）、PTS（私設取引システム）、ASEAN 証

<sup>1</sup> 「NYSE に上場している銘柄が同取引所で売買されているシェアは2011年1月時点で約38%。8割を超えていた2004~05年から急速に低下してきた。」（2011年2月10日付日経新聞夕刊より）

<sup>2</sup> 別紙図表5「国際的な証券取引所の統合」Aggarwal, R and Dahiya S. [2006] (p. 101.) を参照されたい。なお、当該図は佐賀卓 [2006] (p. 46) を参考にしながら、ここではさらに修正して引用させていただいた。

券取引所<sup>3</sup>などがその例である。現在、NYSE 上場銘柄の取引の半分近くが NYSE ではもはや取引されていないという現状を認識しなければならない。もっとも、IT 発展という要因は、本来的にはそもそもここに列挙すべき要因ではなく、今日の様々な社会変化の根源的な要因のひとつとして位置づけられるものであろう。

第二は、BRICs に象徴される新興諸国における政治経済体制の変革に伴う経済の自由化・国際化である。これら新興国の台頭は、現代の国際経済の台風の目ともいえるものである。新興国が世界と一定の関係を保ちつつ経済発展を実現する上で、経済インフラのひとつである会計基準に IFRS を導入していったことは、いわば必然的な流れであったと考えられる。

第三は、環境問題に象徴されるように、これまで国内問題として取り上げられていた経済あるいは社会問題をグローバルな課題として各国が認識するようになり、環境に係わるファクターが市場においても取り上げられるようになってきたことである。今日では、地球温暖化問題等をはじめとする環境政策を取り込んだビジネスモデルを構築する動きも見逃すわけには行かない。これは企業のレピュテーションの側面からみても重要な課題といえる。

さらに、こうしたコンテキストの中で、世界のマーケットにおいては、現在、「巨大市場の統合・再編」、「新興市場との連携」、「PTS」という3つの動きが大きなカギ（特徴）となっていると考える。

第一の「巨大市場の統合・再編」では、資源・エネルギー関連上場企業をそれぞれ多数有するロンドン（LSE）とトロント（カナダ TMX グループ）との取引所合併、NYSE とユーロネクストとの合併、さらには NYSE ユーロネクストとドイツ取引所との合併など、今日に至る一連のダイナミックな統合・再編の動きを指摘することができる。これら既存の取引所では、今後は先物取引所などの高度な（いわゆる収益性の高い）デリバティブ取引に軸足を移すと考えられている。この点はわが国の今後の取引所のあり方を考える上でも重要なポイントであろう。

第二の「新興市場との連携」では、シンガポール取引所（SGX）によるオーストラリア証券取引所（ASX）の買収（失敗）、韓国取引所（KRX）のラオスやカンボジア政府との合併による取引所の設立（KRX ネットワークの構築）、上海証券取引所とブラジルのサンパウロ証券取引所との連携など、新興国市場を巡る連携・提携の話題は後を絶たない。

そして第三として、現実に株式の売買シェアを大きく膨らませている PTS の存在ならびに PTS 大手の合併が、国際市場の競争を一段と加速させている点である。PTS とは、いわゆる既存の取引所を介さずに株式売買を手掛ける私設取引システムのことである。米国では 2005 年に制度上認められ、同年には BATS・グローバル・マーケットが設立されており、また欧州では 2007 年に設立認可がおりたことから、やはり同年にチャイエク ス・ヨーロッパが開設されている。そして

<sup>3</sup> 仮想上の国際的な株式市場としては、すでに「ASEAN（東南アジア諸国連合）証券取引所」の設立が 2009 年に公表されている。これはタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピンの ASEAN 五カ国における各証券取引所の有力銘柄を電子取引によって売買を可能にしようとするもので、これにより世界中からの投資を呼び込もうとするものである。

2011年2月には前者が後者を買収するというビッグ・ニュースも入ってきた。これにより取引額においては欧州では最大手にのし上がる。PTSはその運営コストが低いなど多くの利点を有し、国際的にも大きな競争力を有していることから、今後、この領域では大きな台風の目となると考えてよい。

さて、ここで、次に上記3つのカギのち、最初にあげた「巨大市場の統合・再編」に関してNYSEユーロネクストの誕生について簡単に振り返りたい。

## 2. NYSE ユーロネクスト誕生など証券取引所の世界的再編

21世紀に入り、世界の主要取引所の合併・再編の動向には目が離せない。特に2007年の世界レベルでの取引所の再編、すなわち、NYSEとユーロネクストとの統合は世界から大きな注目を集めた。

2006年6月1日には、NYSEグループとの合併が発表され、2007年4月4日新会社NYSEユーロネクストが誕生した。NYSEグループとの統合は、同市場において英米型会計報告変革の影響が強く及ぶであろうと考えられたが、現在のところNYSEとの統合後も、ユーロネクスト上場企業は同市場ルールに、NYSE上場企業は当該市場ルールにのっとり開示しているのが現状であり、ユーロネクスト上場企業とNYSE上場企業とに

対して共通のルールを課したというまでには至っていない。ただ、2007年11月にはSECが米国登録（上場等）の外国企業に対してIFRSの無条件採用を示唆する内容の報告書を公表するなど、両者間の開示情報の差異は縮小していくと考えられる<sup>4</sup>。この他、2009年にはロンドン証券取引所がイタリア取引所を買収し、また2010年10月にはシンガポール証券取引所がオーストラリア証券取引所の買収に向けTOBを実施したことが新聞等で報道されたことも記憶に新しい。現在の世界の証券市場の時価総額の状況は別表（図表1, 2, 4）のとおりである。

証券取引所のボーダレスな再編がみられる最も代表的な地域は、欧州市場であることは周知のとおりである。EUでは、1992年に向けて単一市場計画（Single Market Program）にのっとり市場統合を目指し続けてきた。これはEU各国間の非関税障壁を撤廃し、財・サービス・労働・資本の自由な移動を可能にした単一市場を創設し、これにより一層の競争力の強化とボーダレスな成長を目指そうとするものである。これがEU域内の規制緩和に拍車をかけることとなり、再編に向けた各国市場当局の動きは熾烈を極めて<sup>5</sup>。

その代表的な例として、2000年9月に、パリ証券取引所/アムステルダム証券取引所/ブリュッセル証券取引所の3つの証券取引所が合併し、ユーロネクストが設立されたこ

<sup>4</sup> IFRS News, (PriceWaterhouseCoopers, December 2007) によれば、SECは2007年11月に、米国における外国登録企業（FPI）が作成した国際財務報告基準（IFRS）にもとづく財務諸表を米国会計基準（US GAAP）への調整なしで受け入れることを表明した。すなわち、SECは、IFRS財務諸表はIASBの発行によるIFRSを使用して作成された場合にのみ受け入れられる（例えばEU承認の下でのIFRSは受け入れられない）と表明したのである。ただ、他方、EUによる国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」の適用除外規定を採用するEU企業は2年の移行期間において財務諸表全体をUS GAAPに調整する代わりに、一部適用除外が認められたIFRSを適用した財務諸表を、US GAAPに調整することはせず、IASBの発行によるIFRSを適用した財務諸表に調整することが許容されるとしている。

<sup>5</sup> EUのこのあたりの動きについては、吉川[2006]に詳しい。

とがあげられる。さらに 2002 年には、リスボン証券取引所とロンドン LIFFE がこれに加入した。こうした流れを契機として、2002 年 12 月に欧州連合の駐米大使は、アメリカに大西洋を横断する証券市場（Transatlantic Securities Market）の創設を提言した。欧州とアメリカの統合を呼びかけた本構想は決して夢物語ではなかった。アメリカ SEC は 2004 年 5 月 26 日に、EU の欧州証券規制委員会（CESR）と共同して大西洋圏レベルでの証券市場規制の統合化のために協力することを表明した。このときすでに欧州市場は、EU という国際的枠組みをも超えようとしていたのである。この市場統合の動きは、ハー

ド面の取引所の再編にとどまらず、ソフト面においても 2004 年 4 月に採択された EU 金融商品市場指令（MiFID）<sup>6</sup> などの法律の制定に象徴されるように、域内統一に向けた新たな変革が進められてきた。

ちなみに、フランス証券取引所が所属するユーロネクスト（ルールブック）では、2004 年からの IFRS による連結財務諸表の開示の義務付け、ならびに四半期報告書についても IFRS による開示を義務付けている<sup>7</sup>。このような証券市場の統合化ならびに開示情報の拡大化の流れを受けて、フランスにおいても証券行政機関に対してさまざまな改革を行ってきている<sup>8</sup>。

図表 1. 主要市場の時価総額順位（2010 年 9 月末）

順位	証券取引所	時価総額（ドル）
1	ニューヨーク（米）	12 兆 2784 億
2	ナスダック（米）	3 兆 4807 億
3	ロンドン（英）	3 兆 4675 億
4	東証	3 兆 4237 億
5	ユーロネクスト（欧州）	2 兆 8398 億
6	香港（中国）	2 兆 5359 億
7	上海（中国）	2 兆 4687 億
統合後	シンガポール+オーストラリア	1 兆 9159 億
8	TSX グループ（カナダ）	1 兆 8676 億
9	ムンバイ（インド）	1 兆 5858 億
10	インド・ナショナル（インド）	1 兆 5486 億
12	オーストラリア	1 兆 3186 億
22	シンガポール（シンガポール）	5973 億 3230 万
	全市場合計	50 兆 2004 億

（出所 2010 年 10 月 25 日付日経夕刊記事より抜粋）

<sup>6</sup> EU 金融商品市場指令は、（Market in Financial Instruments Directive）の訳で（MiFID）と呼ばれる。この MiFID は、1993 年 5 月に採択された投資サービス法（ISD; Investment Service Directive）に代わるものとして、2004 年 4 月に採択された EU 証券規制の基盤を形成する法律である。

<sup>7</sup> Euronext Press Release, 16 December 2002, p. 1.

<sup>8</sup> その中の大きな出来事のひとつには、2003 年に証券取引委員会（COB; Commission des Opération de Bourse）が他の 2 つの証券規制機関と統合し、金融市場監督機構（AMF; Autorité des Marchés Financiers）を設立したことである。AMF は、上場企業の IFRS 適用を監視する機関であるが、基準設定機関ではない。AMF では特に、会計・税務部門（SACF; Service des Affaires Comptables et Fiscales）と

図表 2. 世界の証券取引所ランキング（単位：億ドル）

順位	証券取引所	売買代金	時価総額
(合併協議)	NYSE ユーロネクスト+ドイツ取引所	214422	177539
1	<u>NYSE ユーロネクスト</u>	198137	163242
2	ナスダック OMX グループ	134095	49315
3	上海	44962	27165
(合併合意)	ロンドン+トロント	41103	57835
4	東京	37880	38278
5	深セン	35725	13114
6	<u>ロンドン</u>	27413	36131
7	<u>ドイツ</u>	16285	14297
8	韓国	16072	10919
9	香港	14964	27113
10	<u>トロント</u>	13690	21704
20	シンガポール	2893	6472
22	ムンバイ	2587	6318

(注) 売買代金は 2010 年、上場企業の時価総額は 10 年末、NYSE ユーロネクストは米と欧の合計、ナスダック OMX グループは米と北米の合計。

(出所 2011 年 2 月 10 日付日経夕刊記事より抜粋)

図表 3. 2010 年の株式売買代金ランキング  
(カッコ内は前年比増減率%。▲はマイナス)

証券取引所	売買代金 (兆ドル)
ニューヨーク証券取引所	17.8 (1.6)
米ナスダック OMX	12.7 (▲7.0)
上海証券取引所	4.5 (▲11.1)
東京証券取引所	3.8 (2.3)
深劔証券取引所	3.6 (28.9)

(出所 2010 年 1 月 14 日付日経朝刊記事より抜粋)

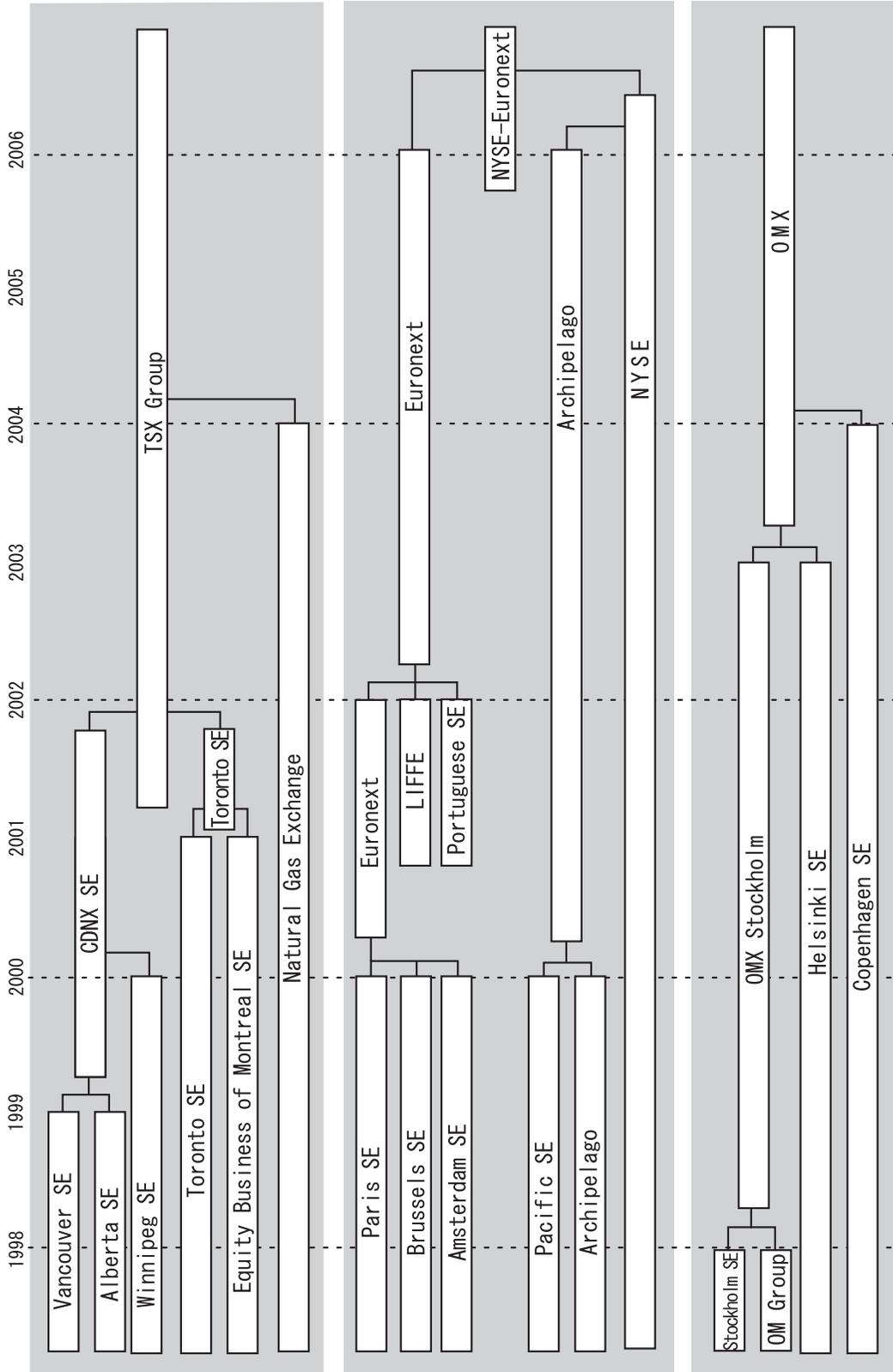
図表 4. 2010 年末の主要国の市場時価総額ランキング  
(カッコ内は前年比伸び率%)

順位	国名	時価総額 (兆ドル)	取引所
1	米国	17.3 (14.6)	ニューヨーク証取・ナスダック
2	中国	6.7 (14.6)	香港・上海・深浅の各取引所
3	日本	4.1 (16.0)	東証・大証
4	英国	3.6 (4.6)	ロンドン証取

(出所 2010 年 1 月 14 日付日経朝刊記事より抜粋)

企業金融部門 (SOIF; Service des Opérations et de l'Information Financière) の 2 部門が機能して市場を監視するが、これら部門を通じて会計書類の会計基準への準拠性が明確となるのである。Nobes C. W. and R. H. Parker [2006] (pp. 182-183)

図表 5. 国際的な証券取引所の統合<sup>9</sup>



(出所) Aggarwal and Dahiya [2006] に筆者加筆

世界的な証券取引所統合の背景ないし原因として鈴木芳徳氏は、規模の経済性と市場間の戦略性という次の2点をあげている。まず、第一は、「現在のように複雑で大量の注文を瞬時に裁くシステムが求められるようになる・・・すなわち、統合再編によって取引規模と顧客基盤を拡大し、そのことでシステム開発投資をまかなう可能性を得たいという動きが生じてくる。」(鈴木 [2007] p. 40)と、このように市場規模の経済性について触れている。続いて第二の背景としては、「ニューヨーク証券取引所やナスダックには、中国を始めとする新興国の上場企業が香港市場やロンドン証券取引所に流れていることを危惧する向きが多い。すなわち、『新興企業の争奪戦』の一環として、取引所間の統合を求める傾向がある。」(鈴木 [2007] p. 40)と述べ、アメリカ・パッシングを危惧した対応措置・市場戦略としてこの流れをとらえているのである。

2000年9月にパリ証券取引所/アムステルダム証券取引所/ブリュッセル証券取引所の3つが合併してユーロネクストが設立されたのを皮切りに、2007年4月4日にはNYSEグループとユーロネクストが合併しNYSEユーロネクストが誕生するや、2008年にはアメリカン取引所を合併、そして2011年2月にはさらにドイツ取引所と合併するなど、ほんのここ10年余りの間に欧州ならびに米国の取引所(マーケット)勢力図は一変したのであった。

### 3. わが国証券取引所の現状と課題

わが国では、金融商品取引法の登場により、金融商品全般がひとつの法律にまとめられたが、現実には、株式や債券などを対象とする証券取引所、通貨や金利など金融商品を対象とする金融先物取引所、貴金属や農産品などを対象とする商品取引所など、別個の取引所で当該関連取引が行われている。しかしながら、世界的にみるとこうした取引所間の差別化はなくなりつつある。すなわち、各国における主要取引所間での統合化は、株式、債券、通貨、コモディティがひとつの取引所内で取り扱われる傾向にあることを示している。なかでもとりわけ、デリバティブ関連の市場が重視されている。ここにおいてわが国取引所には、さらなるグローバルかつダイナミックな改革が求められている。

最近の市場の新たな動きとわが国の対応について、次の3点を指摘することができる。

第一は、取引対象商品のボーダレス化およびそれに伴う市場の統合化である。すなわち、各種の市場取引対象商品(株式、通貨、コモディティ)が取引所の統合化に伴い、ひとつの取引所に集中する傾向があるという点である。わが国のように、株式取引と商品取引とはその根拠法も監督官庁も異なっている現状からして今後のあり方が問われよう。そもそも証券取引はこれまで取引所取引が集中義務化され、またその証券取引所は会員制組織であることから、ある意味、非常に閉鎖的構造を有していた。しかし、各国における証券取引所が会員制組織から株式会社組織に変更され<sup>10</sup>、1990年代には主要各国において証券

<sup>9</sup> Aggarwal, R. and Dahiya S., [2006] (p. 101). 当該図をここでは加工した上で引用させていただいた。(参考) 佐賀卓雄 [2006] (p. 46)

<sup>10</sup> 「証券取引所の株式会社化は1993年のストックホルム証券取引所が先鞭を付けた。・・・2006年3月現在、上場企業の時価総額で見れば世界に存在する取引所の89%が株式会社組織である。(うち、70%が上場され19%が非上場)」(佐賀 [2006] p. 44.)

取引所の上場が相次ぐ中、東京証券取引所（非上場）もその延長線上にある。そして証券取引所の株式会社化が世界的に進む今日、証券取引システム能力を高めるためにボーダレスな業務提携・資本参加さらには合併（M&A）再編が進められている。こうした国際的な再編の中で登場したのが、わが国の取引所の国際競争力強化のための戦略としての総合取引所設立構想（2013年度までの実施を目指す）である。ここでの総合取引所とは、東京証券取引所をはじめ、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所などの取引所を持株会社のもとにひとつに統合しようとするものである。すなわち、東京証券取引所や東京金融取引所は金融庁の所管の下で、他方、商品取引所は経済産業省ならびに農林水産省の所管となっているこの二重規制を一元化させようとする動きにはかならない。ここでは、いわゆる縦割り行政の壁をどう克服すべきかこれまでにない大きな課題が待ち構えている。

第二は、新興市場と中心とする一部・二部上場以外の市場の活性化である。そのための統合の動きとしては、大証傘下のヘラクレスとジャスダックが2010年10月に統合されたことがあげられる。これは、これまで拡大してきた新興市場の淘汰のひとつの過程とみることもできる。また最近の動きとしては、2009年6月の東証がLSEと協力して設立した「プロ投資家向け専用の市場（名称；TOKYO AIM：Alternative Investment Market）」<sup>11</sup>も元気がない。しかしながら、こうした市場の動きとは裏腹に、すでに多くのベンチャー経営者の関心はアジア新興市場

に移ってしまっているのが現状である。すなわち、ベンチャー企業のわが国での新興市場への上場はもはやピークを越え、その流れは今やアジア市場への上場を目指す動きに変わってきている。彼らは新興国での知名度アップならびに現地での事業展開を有利にするための戦略のひとつとして海外での新興市場<sup>12</sup>への上場が加速化している。

第三は、証券取引の急速な電子化と財務報告のIT面での改善である。2005年11月東証の売買システムに障害が発生し取引が一時ストップした。また同年12月には大規模な誤発注が生じた事件があった。これに対して取引所システムのバージョン・アップが大きく指摘されたところである。佐賀氏は「元々、証券取引所の業務は固定費の割合が大きく、取引量が増加するにしたがって急激に利益が増える『規模の経済』が作用すると見られてきた。証券取引の電子化によってシステム投資が増加するにつれて、証券取引所は巨大な装置産業になり、この傾向は一層強まっている。」（佐賀〔2006〕p.48.）と述べている。しかしながら、このハード面の過度な競争は、他面において以下の批判を受ける結果ともなる。すなわち、「07年5月17日の『日経新聞』によれば、ドイツ取引所は取引参加者が売買注文を出してから確認して成立するまでの時間を1,000分の20秒から1,000分の16秒に短縮したという。この短縮のためにドイツ取引所は約13億円を投じ、システム処理能力を毎秒512キロビットから1ギガビットに高めたそうであり、取引所間の競争は“ミリ秒”を競う時代に突入している

<sup>11</sup> 本市場は海外からの新興企業を積極的に誘致するために日本語での情報開示を免除するもので、東証1・2部、マザーズよりも上場基準が緩和されたものとなっている。

<sup>12</sup> わが国では「ジャスダック」などが代表的な新興市場だが、海外では、韓国の「KOSDAQ」、中国の「創業板」、シンガポールの「カタリスト」などが、外国企業の上場誘致を競い合っている。

といったことがあたかも人類の英知のように論じられている。」(広田 [2008] p. 43.) といった非難の声も聞こえるところである。

第四は、アジア戦略である。上記 3 つが国内向け整備だとすると、アジア戦略はわが国市場における国際戦略ビジョンの問題である。先の国際的な市場動向をみるまでもなく、NYSE ユーロネクストをはじめとする世界の取引所がアジア各地の取引所に食い込んでくるのも時間の問題である。アジア戦略はわが国の市場が国際的存在感を高める上で最も重要な行動戦略のひとつとして位置付ける必要がある。

そして第五は、IFRS 問題である。EU が域内の上場企業に対してこれを強制適用とするなど、会計基準を巡る海外での動向に関心が高まっている。これについては後述する。

世界ならびにわが国市場の動向を概観した上で、翻ってソフト面といえる会計報告の領域では、われわれは今後どのような展望をもつべきであるか考察したい。

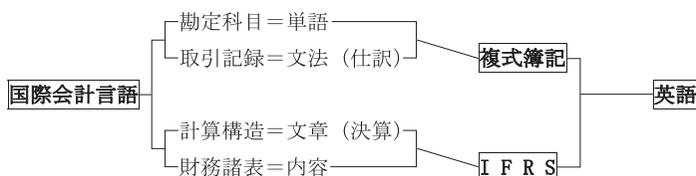
### Ⅲ. 新たな会計言語の登場

わが国では、2010 年は「IFRS 元年」などとも呼ばれた。それは、2010 年 3 月期から IFRS の任意適用がスタートし、日本電波工業が適用企業第 1 号として IFRS による決算発表を実施したことからそのように呼ばれたのであった。今後はさらに、住友商事をはじめ多くの大企業による適用が予定されてい

る。IFRS がどこまで米国基準と統一されるのか予断を許さないが、少なくとも米国以外の国々にとって IFRS は国際基準であることには間違いはない。IFRS は日々の取引を複式簿記で記録された数値をいかに処理するか、いかに計算するか、いかに表示するかについてのルールである。そしてそこで導出された結果を英語で開示するというこの 3 点セット(「複式簿記+IFRS+英語」)こそが、新たな国際会計言語の誕生と考えてよい。「何を」そして「どのように」投資家に伝えていくのか。すなわち、「何を」に相当するものとして、複式簿記に基づく会計記録を、IFRS で計算・表示し、英語で伝えていくのである。このうち、「どのような表示形式で」という点に着目すれば、例えば「XBRL という方式によって表現していく」という現実も見うけられる。今日浸透しつつある XBRL を用いた統一化の動きなどは、この国際会計言語のさらなる発展過程の姿として捉えることができる。また、こうした国際会計言語の誕生は、今後、国際的な会計実務にかかわる試験制度の発展にも影響してくるであろう。

これまでみてきたように、今日に至る IT の発達は、これまで想像していた以上に急速にグローバル・コミュニケーションを可能にし、これによりこれまで会計とは無縁であった一般大衆もインターネット上の会社のホームページなどを通じて世界の企業財務に簡単にアクセスできるようになった。世界中の人々がいとも簡単に企業の財務報告にアクセスできると

図表 6. 国際会計言語 = 複式簿記 + IFRS + 英語



いう現在の状況は、企業側からすれば、これまでの法律に従った強制開示事項を事務的また消極的に開示していく時代から、幅広いステークホルダーに対して各種の企業情報を積極的に発信・アピールし、コミュニケーションをはかっていく時代への変化としてとらえねばならない。換言すれば、今日の財務報告の受け手が全世界に拡大する一方で、企業の財務報告の内容に関しては必ずしも法規制に縛られるものばかりではないという方向がみえてくる。財務報告に関して現代社会が何を求めているかを探る上で重要な方向性である。

取引所というハード面と会計基準というソフト面は表裏一体の関係にあり、現在は両者が共にダイナミックに変化している時代である。世界の主要な証券取引所をプラットフォーム化する動きは、各証券取引所のハード・システムの同質化を要求し、同時に、ソフト面としての会計基準をはじめとする各種財務報告制度の統一化を要求していくことになる。ハード面でのグローバルな変化は、同時に国際会計言語に対し新たなニーズを求めてくる。証券市場をめぐるシステム改善に向けた動きは決してとどまることはない。グローバル・レベルでの証券市場の激動は、既存の一部システムを時には根幹から覆す可能性すら秘めているのである。

#### <引用・参考文献>

- ・ Aggarwal, R and Dahiya S., "Demutualization and Public Offering Financial Exchanges," *Journal of Applied Corporate Finance*, Summer, 2006
- ・ Euronext Press Release, 16 December 2002
- ・ FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts, No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978 (参考) 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社, 1988年
- ・ Nobes, C. W. and R. H. Parker, ed., *Comparative International Accounting*, 9<sup>th</sup> edition, Prentice Hall, 2006
- ・ PriceWaterhouseCoopers, *IFRS News*, December 2007
- ・ 大崎貞和 [2008] 「競争力ある取引所の存在が市場の国際的地位を規定する」『金融財政事情』3月17日号。
- ・ 大橋善光 [2007] 「EU 金融商品市場指令」『証券レビュー』第47巻11号
- ・ 加藤 賢 [2010] 「国際会計基準の任意適用を踏まえた上場諸制度のあり方について——上場諸制度のあり方について——」『(月間) 資本市場』第296号
- ・ 金子裕子 [2008] 「ディスクロージャー制度の国際比較と今後の動向」『経営財務』第2855/2856/2857/2858号
- ・ 斉藤惇 [2008] 「アジアに目をむけユニバーサル取引所への脱皮を急ぐ」『金融財政事情』3月17日号
- ・ 佐賀卓雄 [2006] 「証券取引所のグローバルな再編について」『証券レビュー』第46巻12号
- ・ 鈴木芳徳 [2007] 「証券取引所の総合再編問題」『証券経済研究』第59号
- ・ 関 孝哉 [2008] 「欧州会社法と主要欧州企業の対応」『商事法務』第1829号
- ・ 代田 純 [2007] 「復活するロンドン証券取引所の外国株取引」『証券経済研究』第60号
- ・ 日本会計研究学会特別委員会 [2010] 「公正価値会計の意義と限界 (中間報告書)」9月
- ・ 広田真人 [2008] 「証券取引所のグローバルな連携の動きと今後の展望」『証券アナリストジャーナル』1月
- ・ 吉川真裕 [2006] 「ユーロネクストをめぐる攻防」『証券レポート』第1638号

(追記)

先回の学会発表から半年余り経過し、東京証券取引所と大阪証券取引所との最終的な経営統合について基本合意したことが報道された(2011年11月19日付日経新聞)。新社名は「日本取引所グループ」とされるようだが、これが実現すればNYSEグループに次ぐ世界第2位の規模をもつ取引所の誕生となる。2013年1月1日を設立めどとしている。